亜塩素酸水に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) についての御意見・情報の募集結果について(抄)

- 1. 実施期間 平成20年3月13日~平成20年4月11日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 2通
- 4. 御意見・情報の概要及び添加物専門調査会の回答

御意見・情報の概要

専門調査会の回答

1 亜塩素酸水の製造には、陽極における酸化反応 を利用しています。食塩中に含まれるほぼ全ての 臭化物は臭素酸イオン (BrO₃) になると考えら れます。臭素酸の主たる化合物である臭素酸カリ

(しかしながら、)食塩中の臭化物の限度は定められていません。わが国で市販されている食塩は200 ppm (多いものでは500 ppm)程度含有しているものもあると思います。

ウムは、IARCでグループ2Bに分類されています。

従いまして、本品の食品健康影響評価にあたっては、食塩の不純物である臭化物から臭素酸イオンが生成する問題をハザードとして捉え、どの程度含有するのか、実態が調査されるべきです。

なお、同様の問題が生じる可能性のある次亜塩素酸ナトリウムについては、「次亜塩素酸ナトリウムには高濃度の臭化物が含有している場合があるので、次亜塩素酸ナトリウムを購入するときは、含有する臭化物の濃度を確認する必要があること。」と厚生労働省健康局水道課事務連絡(平成16年6月16日)で注意喚起されたこともあります。

ご指摘の亜塩素酸水への臭素酸の 混入については、本添加物の食品健 康影響評価に影響する可能性があり ますが、要請者からの提出資料には、 臭素酸に関連するものは含まれてお りません。

添加物専門調査会としては、提出された資料等を用いて亜塩素酸を主たる有効成分とする亜塩素酸水の評価を行うことは可能であると判断し、現時点での評価結果をとりまとめることにしました。

一方、亜塩素酸水への臭素酸の混 入については、食品添加物の新規指 定に係る規格基準の検討を行う厚生 労働省に対し、臭素酸の混入の実態 を調査した上で、規格基準の設定の 必要性について検討し、同調査結果 及び検討結果を、添加物の新規指定 の前に食品安全委員会に報告するこ とを求めることにしました。

なお、既に使用の認められている 次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の 混入する可能性のある食品添加物に ついても、混入の実態を調査した上 で、規格基準の設定の必要性につい て検討すべきとされました。

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
	臭素酸の規格基準の検討にあたっ
	ては、食品安全委員会において、清
	涼飲料水中の汚染物質としての臭素
	酸の評価を進めており、そちらも参
	考にするようお伝えいたします。